

「調査の匠[★]」(優秀調査技能者)の募集について

一般社団法人 関東地質調査業協会

1. 「調査の匠」について

地質調査業は、これまでの社会資本整備はもとより、地震・台風・集中豪雨災害等の復旧・復興においても多大な社会貢献をしてまいりました。

一方で、近年、建設業・建設関連業における担い手不足は、深刻な状況となっています。地質調査業においてもボーリングマシンの機長不足だけでなく、掘削技術、コアの品質、物理探査、原位置試験、土質試験、計測業務等の技術伝承もできなくなる危機的な状況となっています。今後の地質調査業が果たす社会貢献のためには、その技術力を更に向上し、伝承していくことが極めて重要な状況と言えます。

厚生労働省では「採鉱・砕石及びその他の採掘の職業」などの職種に対し「現代の名工」としての表彰制度を制定しており、各県においても「県の名工」という表彰制度があります。しかしながら、同制度においても地質調査技術としての評価項目はありません。このように地質調査の根幹に関わる技能者が評価されない状況では、地質調査業の発展はおろか、「魅力ある業界への展望」には程遠い状況です。

当協会では、このような高度な技能者が適正な社会的評価を受ける制度として、地質調査に関わる優秀な技能者を「調査の匠」と認定し、広く社会にアピールしていくことと致しました。

また、この活動を通じて地質調査に関わる技能者の社会的地位向上につながれば、若者や女性に魅力ある業界として受け入れられ、担い手の確保および調査技術の高度化や伝承にもつながっていくものと期待しております。

2. 募集要領

募集に関する要領は以下のとおりとなります。

- ① 認定者の対象範囲は、協会員企業の社員または協会員企業が推薦する関東、山梨あるいは長野所在の協力業者（一人親方を含む）とする。
- ② 地質調査業務に関わる技能者で、実務経験を25年以上有し、かつ「調査の匠」としてふさわしい経験を有していること。
- ③ 実務経験の詳細については、以下のような実績を基準とする。また、「6. 認定要件の例」も参考とする。

ボーリング経験者、原位置試験経験者、物理探査経験者、室内試験(土質および岩石)経験者、現地計測経験者等で以下の(ア)～(キ)のいずれかの経験を有するもの

- (ア) 掘進長50m以上のボーリング経験者で、コア採取やサンプリング技術などにおいて創意工夫や品質確保に優れた実績を有するもの
 - (イ) 原位置試験経験者で、特殊な原位置試験などにおいて創意工夫や品質確保に優れた実績を有するもの
 - (ウ) 物理探査経験者で、特殊な物理探査などにおいて創意工夫や品質確保に優れた実績を有するもの
 - (エ) 室内試験(土質および岩石)経験者で、特殊な室内試験などにおいて創意工夫や品質確保に優れた実績を有するもの
 - (オ) 現地計測経験者で、特殊な計測などにおいて創意工夫や品質確保に優れた実績を有するもの
 - (カ) 特殊な条件下(大水深、長大斜面など)での経験を有するもの
 - (キ) 重大なトラブル(自然災害対応、施工事故対応など)に対応した経験を有するもの
- ④ 認定者の行動や経歴について偽りや歪曲をなくするため、1社以上の協会員企業の推薦を受けること。
 - ⑤ 勤務実績、日常行為などにおいて他の技能者の模範と認められ、後進の指導にあたっていること。
 - ⑥ 過去において禁固以上の刑に処せられたことのないもの。
 - ⑦ 応募時点で無事故期間3年以上であること。
- 注) 関連資格(技術士、地質調査技士など)の有無は、匠の内容に応じて審査の可否判断の材料となる場合がある。

3. 募集期間

募集期間は、毎年10月1日から翌年2月28日とします。

但し、平成29年度の応募期限は平成30年3月12日とします。

4. 応募方法

4.1. 提出書類

応募者(推薦者および候補者)は以下の書類を一括して提出してください。

- ① 「調査の匠」の推薦(様式-1)
- ② 推薦理由書(様式-2)
- ③ 調書(様式-3)
- ④ 実績(様式-4)
- ⑤ 候補者の保険証もしくは住民票写し
- ⑥ その他資料
 - ・実績に係わるコア写真や現場状況がわかるもの、図面他
 - ・表彰実績など

4.2. 提出書類作成にあたっての留意点

実績については、技量が評価できる内容である必要があることから、現場技術の内容にあわせて、評価可能な以下のような内容を含んでいるものと致します。なお、実績は、直近を含む5件以上について記載してください。

- ① 経験した現場場所および大まかな数量
- ② 経験した現場技術の状況、特長
- ③ 遭遇した現象やトラブルの状況
- ④ どのように工夫し対応したか
- ⑤ 今後について（認定された場合の抱負など）

守秘義務の観点が問題となる場合、場所等や内容について、特定できるような表記は控えることが可能です。

実績の記載において、内容説明に必要な資料があれば添付することができます。但し、提出された資料は返却致しません（例えばコア写真など）。

なお、推薦者は、候補者が「2. 募集要項」に示す要件を満足し、「調査の匠」として認定されることがふさわしいものであることを吟味した上でご推薦をお願い致します。

5. 審査

審査は、書類審査と面談審査の順に行います。

書類審査に合格された方が、面談審査（毎年4月上旬から中旬を予定）を受けることができます。

6. 認定

書類審査と面談審査に合格された方が「調査の匠」に認定されます。

「調査の匠」に認定された方は、協会の年次総会において表彰され、認定証と記念品が贈呈されます。

また、認定者の氏名、年齢、職種、功績概要等を、協会ホームページ、協会広報誌（技術ニュース）等で公表すると共に、業界新聞等にも公表を働きかけます。

ただし、「調査の匠」に認定された方で、業界の信頼を失墜するような行為があった場合には、称号を剥奪する場合があります（信用失墜行為とは、禁固以上の刑、懲戒免職、守秘義務違反などをいう）。

7. 認定後の活動

「調査の匠」に認定された方には、当協会で開催している「技術の伝承講習会」等の講師を依頼する場合があります。

8. 認定要件の例

- ① 長尺ボーリング、コア採取、各種サンプリング、各種原位置試験、物理探査等の現場調査技術に優れた技術・知識・経験を有し、地盤調査の精度・品質の向上に大きく貢献している。
- ② 各種室内試験(土質および岩石)に精通し、規格で定められていない室内試験についても創意・工夫を凝らして有益な情報を得ることができる技量を有す。これらの技量は室内試験の技術向上、新しい試験方法の確立、後進の育成に大きく寄与している。
- ③ 作業条件の厳しい数多くの現場(アクセスが困難な現場、地形が急峻な現場、気象条件が厳しい現場、多様な工種が輻輳する現場、作業時間が限られる現場等)において安全にかつ効率的に現場を管理し、必要な地盤情報を得た実績と技量を有す。
- ④ 各種計測技術に精通し、地盤や地盤に関係する構造物の各種動態観測に多くの実績を有し、地盤や地盤に関係する構造物の挙動を正確に計測することにより安全にかつ効率的な業務対応に寄与する技量を有す。

9. その他

- (ア) 必要書類の各様式は、関東地質調査業協会のホームページからダウンロードが可能です。
- (イ) 書類は、募集期限の2月28日(平成30年に限り3月12日)までに下記宛てに送付ください。

一般社団法人 関東地質調査業協会事務局 宛
〒101-0047
東京都千代田区内神田2丁目6番8号(内神田クレストビル)
TEL : 03-3252-2961 FAX : 03-3256-0858
E-mail : webinfo@kanto-geo.or.jp
- (ウ) 提出書類は返却できませんので、返却を要する資料の提出は行わないでください。

以 上